

尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成30年3月26日 午後4時00分～午後4時50分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 教育長	徳田耕造
教育長職務代理者	濱田英世
委員	仲島正教
委員	磯田雅司
委員	徳山育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	白畑優
教育次長	西野信幸
事務局参与	能島裕介
管理部長	尾田勝重
施設担当部長	橋本謙二
学校運営部長	梅山耕一郎
学校教育部長	平山直樹
教育総合センター所長	西川嘉彦
社会教育部長	牧直宏
企画管理課長	高木健司
職員課長	益田善行
教育相談・特別支援担当課長	小寺英樹
歴博・文化財担当課長	益田日吉
中央図書館長	安福眞理子

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第17号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第18号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について
- (3) 議案第19号 尼崎市教育委員会の教育長の人事について
- (4) 議案第20号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
- (5) 議案第21号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定書の締結について
- (6) 議案第22号 尼崎市立尼崎養護学校移転に伴う校名について
- (7) 議案第23号 尼崎市指定文化財の指定について

日程第3 教育長の報告と委員協議

徳田教育長 これより尼崎市教育委員会3月定例会を開催いたします。
 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
 日程第2「議事」の「議案第19号 尼崎市教育委員会の教育長の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱いに関する事件」に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第19号 尼崎市教育委員会の教育長の人事について」は、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第3の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 2月臨時会及び2月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。2月臨時会及び2月定例会議事録を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。それでは、これより日程に入ります。日程第2の「議事」について「議案第17号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。安福中央図書館長。

中央図書館長 中央図書館長でございます。お手元の資料、40ページ議17をお開き願います。それでは、「議案第17号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。図書館資料を市民の利用に供するため、市内に設置している配本所のうち、地域学習館図書コーナーについて、平成29年12月の塚口南地域学習館の図書コーナー閉室をもって全館終了となったことから、現行の規則の条文を改める必要があるため、規則の一部を改正いたします。改正内容といたしましては、配本所について規定した別表のうち、地域学習館図書コーナーに係る事項を削除いたします。それでは、資料の新旧対照表もご覧ください。配本所について規定した別表のうち、地域学習館図書コーナーに係る事項（別表中第4項）を削除しようとするものでございます。また、施行日は平成30年4月1日といたしております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき

ますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 閉鎖するにあたって市民から苦情などはないのか。

中央図書館長 地域学習館の図書コーナーの閉鎖については、近くの公民館の利用をお願いしており、前年度と比較しても貸出冊数に影響しておりません。また、苦情も現在出ておりません。

礪田委員 意見としてだが、配本所が閉鎖されることによって、近くにあった学習館への利用ができないので年配の方が利用しにくくなるが、これに代わるシステムとして地域学校協働本部などとも連携して冊数を伸ばす取り組みをしてもらいたい。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第17号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第17号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第18号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について」及び「議案第21号 尼崎教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定の締結について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。益田職員課長。

職員課長 職員課長でございます。平成30年度向けのこども青少年本部事務局における体制整備に伴い、協定の締結及び規程の改正を行う必要を認めましたことから、それらにつきまして併せてご説明し、一括してご審議をお願い申し上げるところでございます。始めに、49ページの「議案第21号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定」につきまして、ご説明をさせていただきます。この協定は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を、こども青少年本部事務局の職員に補助執行させることができるように、市長と教育委員会との間で、新たに締結しようとする協定でございます。「尼崎市子どもの育ちに係る支援センター」の設置にあたっては、様々な困難や課題を有する子どもやその保護者に対して、福祉・保健・教育等が連携の下、総合的かつ切れ目のない支援により、子どもの健全育成及び社会的な自立を図ることをコンセプトとしており、平成31年度に支援センターが開設すると同時に、現在教育委員会が担っております不登校児童・生徒に係る支援や教育相談業務など、教育分野に係る一部の機能を、支援センターにて実施することとなります。そうした中、平成30年度向けのこども青少年本部事務局

局内の組織改正において、「尼崎市子どもの育ちに係る支援センター」の開設に向けた体制整備が行われるとともに、平成31年度の開設を見据えた取組が進められることから、本協定の締結により、その執行体制を整理しようとするものでございます。本協定において、こども青少年本部事務局の職員が補助執行することができるものとして、議案書の下段、まず第1号において「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対する支援に関する事務で特に必要があると認められるもの」を定め、次に第2号において「前号に掲げるもののほか、教育相談に関する事務で特に必要があると認められるもの」を定めることにより、第1号においては不登校児童・生徒に係る支援に関する事務の一部を、第2号においては教育相談に関する事務の一部を、それぞれ教育委員会の補助機関として事務執行することができるよう定めるものでございますが、その具体的な内容につきましては、51ページの議案説明資料をもとにご説明させていただきますので、そちらの資料をご覧ください。こちらの資料では、「平成30年度の組織体制をベースとした補助執行体制のイメージ」といたしまして、平成30年度の執行体制を概略的にまとめたものでございます。まず、資料のうち、左側の点線囲みは教育委員会内の組織体制を表しており、右側の点線囲みは市長事務局のこども青少年本部事務局内の組織体制を表しております。左側の教育委員会内の組織体制の下にあります太枠囲みの説明書きのとおり、平成30年度においては、不登校児童・生徒の支援に関する事務や、教育相談に関する事務については、引き続き教育委員会事務局の職員が担っていくものでございます。一方、こども青少年本部事務局においては、右側の組織体制の下の説明書きのとおり、平成30年度に、支援センターの開設を見据えた取組として、発達障害やその疑いのある子どもに係る相談・支援や、サテライト学習支援に来ている不登校児童・生徒に係る相談対応など、一部の児童・生徒を対象としたプレ事業を試行的に実施していく中で、本来教育委員会の権限に属する事務となる、不登校児童・生徒に係る支援に関する事務や教育相談に関する事務の一部を、こども青少年本部事務局の職員が補助執行により行う仕組みとなります。なお、組織体制の図にかかった点線の矢印は、今般の補助執行による指揮命令系統などのルートを示したものでありますが、記載のとおり、本協定における『補助執行』とは、あくまで教育委員会の権限を補助させるものであり、今般、新たに協定に定めた、不登校児童・生徒に対する支援や教育相談に関する事務についても、これまでに引き続き教育委員会の職務権限の範囲であることには変わりはありません。そうした中で、子どもの育ちに係る支援センターのコンセプトに鑑み、教育委員会の権限に属する事務の一部であるそのような業務を、こども青少年本部事務局の職員に補助執行させることにより、一つの困難事案に対して、教育委員会のみならず、福祉分野・保健分野等との連携の下、総合的かつ切れ目のない支援を行うことができるように執行体制を整理しようとするものでございます。こども青少年本部事務局の体制整備に伴う協定の説明は以上でございます。

次に、本協定における尼崎市立美方高原自然の家に関する事務の補助執行についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、もう一度49ページの議案書をご覧ください。尼崎市立美方高原自然の家に関する事務については、平成30年度以降も引き続きこども青少年本部事務局において実施するものでありますが、議案書の下段、今般、新たに締結する協定の第3号にその内容を定めることとするため、平成20年

3月31日付け「尼崎市美方高原自然の家に関する事務に関する協定」については、廃止することといたします。続きまして、43ページの議案第18号『尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令』につきまして、ご説明をさせていただきます。この規程は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長の内部組織に、教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させるにあたって必要なことがらを定めたものでございます。改正内容といたしましては、先ほどにもご説明させていただきましたとおり、平成30年度向けのこども青少年本部事務局内の組織改正において、「尼崎市子どもの育ちに係る支援センター」の平成31年度の開設に向けた体制整備が行われるとともに、開設を見据えた取組が進められますことから、45ページの新旧対照表の中段に記載のとおり、不登校児童・生徒に対する支援に関する事務の一部及び教育相談に関する事務の一部を、それぞれ教育委員会の補助機関として事務執行することができるようにするための改正を行うものでございます。最後になりましたが、これらの適用期日はいずれも、平成30年4月1日といたしております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 発達障害や不登校対策は、教育委員会と子どもの育ち支援センターと両方で担当することになるのか。

職員課長 平成30年度については教育委員会で担当しますが、プレ事業については子どもの育ち支援センターで取り組みます。平成31年度以降は基本的には窓口は一本化していく予定です。

徳山委員 たらい回しにならないようにしてもらいたい。

職員課長 基本的な役割を一定決めて、たらい回しにならないようにしていきます。

濱田委員 教育委員会も今後も関わっていけるのか。

職員課長 そのとおりです。

磯田委員 今後の説明はどの部署が説明に来るのか。

職員課長 基本的には子どもの育ち支援センターが担当になります。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第18号」及び「議案第21号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第18号」及び「議案第21号」は原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第20号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。益田職員課長。

職員課長でございます。47ページの「議案第20号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定」につきまして、ご説明申し上げます。この協定は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の職員に補助執行させるために、市長と教育委員会との間で結んでいる協定でございます。本協定の規定に基づき執行している事務といたしましては、主に「予算の執行に係る事務」や「契約の締結に関する事務」といったものがございしますが、このような規定は、教育委員会以外の他の各行政委員会等においても、それぞれの業務範囲を勘案する中で、その事務の一部を補助執行することができるよう市長との協定が締結されているところでございます。そうした中、今般、総務局において、各行政委員会等との協定について、全般的な規定の見直しを行った結果、各行政委員会等の職員が市長の補助執行として「予算の執行に関する事務」を行うにあたっては、当然として市長の定める各種規程に基づき事務を行うものであることから、予算の執行事務に付随する「契約の締結に関する事務」について定めた事項は必須のものではないとの結論に至りました。この結果を踏まえ、このたび市長から各行政委員会等に、それぞれの協定の一部変更について協議がありましたため、教育委員会においても、市長からの協議を受け、内容の一部変更を行うものでございます。具体的な変更内容といたしましては、48ページの新旧対照表に下段ございますとおり、現行の協定における第2号が、「契約の締結に関する事務」について定めたものであることから、同号の削除を行うものでございますが、先ほど申し上げましたとおり、今般の一部変更は、総務局における全般的な規定の基準の見直しによるものであり、実際の運用はこれまでと変わることはなく、「契約締結に関する事務」については、引き続き補助執行により行うものであるため、実務上の影響が生じるものではございません。最後になりましたが、適用期日は平成30年4月1日といたしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第20号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第20号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、「議案第22号 尼崎市立尼崎養護学校移転に伴う校名について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。小寺教育相談・特別支援担当課長。

教育相談・特別支援担当課長 教育相談・特別支援担当でございます。「議案第22号 尼崎市立尼崎養護学校の尼崎市市内への移転に伴う校名について」につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、尼崎養護学校が、平成31年1月に現在の西宮市田近野町15-4から、尼崎市東難波町2丁目14-44の旧梅香小学校跡地への移転することに伴い、校名の変更を行うことにつきまして、本委員会の議決を求めるものでございます。議案書の53ページの尼崎養護学校学校名等に係る検討会議からの「尼崎養護学校の移転に伴う校名について(具申)」に基づきまして、ご説明させていただきます。まず、2の検討等の経過についてご説明させていただきます。尼崎養護学校の校長を座長といたしました「尼崎養護学校 学校名等に係る検討会議」を、尼崎養護学校の教頭・教諭・PTA役員・教育委員会で構成し検討してまいりました。平成29年11月16日に第1回検討会議を行いました。12月4日から12月15日までの間、市報あまがさき12月号への掲載や市のホームページ等で公募を行いました。その後、第2回、第3回検討委員会で協議を行い、平成30年3月1日に「尼崎養護学校 学校名等に係る検討会議」の座長から、意見具申がありました。続きまして、1の具申する新校名及び命名理由についてご説明させていただきます。新校名につきましては、「尼崎市立あまよう特別支援学校」でございます。「あまよう」の部分はひらがなでの表記でございます。命名の理由につきましては、「あまよう」の言葉が、昭和33年の開校以来60年間親しまれてきた呼称であり、在籍児や卒業生、その家族、関係者の方々に愛着を持たれておりますこと。また、ひらがなにすることで、やわらかく温かいイメージになりますこと。そして、『あまよう』の名称を、「あ」かるく 「ま」えをむいて 「よ」ろこび 「う」まれる 特別支援学校というキャッチフレーズのもと、これまでの伝統も大切にしながら、新しい学校を創造していく意味を込めておりますことが理由でございます。なお、参考資料として、校章・校歌について添付しております。校名・校歌は変更せず、そのまま使用することとなっております。以上、簡単ではございますが、「議案第22号 尼崎市立尼崎養護学校の尼崎市市内への移転に伴う校名について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

仲島委員 いつから変わるのか。

教育相談・特別支援担当課長 6月議会に議案として設置及び管理条例を提出する予定ですので、それ以降になります。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第2

2号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第22号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第23号 尼崎市指定文化財の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。益田歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 歴博・文化財担当課長でございます。お手元の資料55ページ、議-23をお願いします。それでは、「議案第23号 尼崎市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。平成29年度の尼崎市指定文化財の指定につきましては、教育委員会11月定例会にてご報告させていただきましたとおり、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、11月27日付にて、尼崎市文化財保護審議会に諮問いたしておりましたが、去る3月16日に同審議会より答申をいただきました。これにより、尼崎市文化財保護条例第5条第1項の規定に基づき、答申のあった指定候補物件を尼崎市指定文化財として指定することにつきまして、ご審議いただくものでございます。それでは、答申いただきました指定候補物件についてご説明させていただきます。指定の種別は、尼崎市指定有形文化財、指定番号、「第50号」、名称は、「絹本著色頭如上人画像」、員数は、「1幅」、構造及び形式は、「掛幅装、縦97.2cm、横40.8cm」、所有者の氏名は、「宗教法人 西教寺 代表役員 生嶋了俊」、所在の場所は、「尼崎市大物町1丁目17番36号」でございます。それでは、次ページの議案第23号説明資料、「平成29年度尼崎市指定文化財の指定について」をお願いします。9番の「説明」欄の記載にそって、概要を簡単に説明させていただきますと、まず、指定候補物件『絹本著色頭如上人画像』は、浄土真宗本願寺派の西教寺に伝えられた本願寺第11世宗主頭如光佐を描いた画像です。次に、通例の御影の像容で、面貌は細い線で輪郭や眉、眼などがていねいに描写されており、左端には「本願寺前任積頭如」の墨書があります。そして、裏面には当初のものと見られる裏書が貼り付けられておまして、その記載から、慶長6年(1601)1月に、頭如の子の准如が裏書をし、生島村西教寺に下付されたものであることがわかります。また、尼崎市内には、同じく准如の裏書を持つ文禄3年(1594)下付の頭如上人画像が西立花町の光輪寺に現存し、平成17年3月に市指定文化財に指定されていますが、光輪寺の画像は頭如没後比較的早い時期に下付されたもので、顎が細く目尻は上がり眼光鋭く描かれているのに対し、本画像は輪郭も丸みを帯びやや穏やかな風貌に描かれているほか、肖像の下地や輪郭には金色の彩色や線が見え、光輝く画像となっています。次に、57ページ、10に記載の「指定の理由」でございますが、まず、本画像は下付された時期が明らかな真宗寺院の先師御影であり、制作当初の状態をよく伝える17世紀初頭の真宗絵画の遺品として貴重な資料といえます。また、尼崎市内には中世末から近世にかけての本願寺教団関連の在地資料が乏しいことから、本画像は西教寺が定専坊門徒の道場として開かれた由緒を伝える希少な資料といえます。こうした理由により、尼崎市指定文化財として指定するにふさわしい物件として、このたび尼崎市文化財保護審議会から答申いただきましたことから、本議案を上程させていただきました。な

お、58ページに画像、裏面墨書の写真と現在の文字に改めたもの、参考資料として、59、60ページに尼崎市指定文化財の一覧表、61から64ページに文化財保護審議会からの答申書の写しを添付しておりますので、あわせてご清覧願います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 何に描かれているのか。

歴博・文化財担当課長 薄い絹の布に描かれています。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。

徳田教育長 お諮りいたします。「議案第23号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第23号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。総務関係で申しますと、2月23日から本日26日まで開催されました市議会定例会において、代表質疑、予算分科会、総括質疑での主な議論といたしまして、簡単に教育委員の皆様にご報告申し上げますと、中学校給食におけるセンター設置場所である卸売市場と関連する質疑や、給食の早期実施に係るものが最も多く、また、中学校弁当事業に対する費用対効果に対しては、特に厳しい目が向けられております。そして、全体的な印象といたしましては、各議員から、PDCAサイクルを意識した質疑がこの何年かに比べ多く見受けられてました。したがって、我々としてもしっかりと施策評価の目標指標等を意識しながら業務を推進していかなければならないと感じたところであります。また、総合教育会議は3月26日に実施ですので修正をお願い致します。学校教育関係ですが、卒業式、修了式は各学校において終了しました。また、社会教育関係についてはご清覧のとおりです。4月主要行事予定表としまして、入学式等適宜対応して参ります。説明は以上でございます。

徳田教育長 報告内容に質疑はありませんか。

徳山委員 4月5日スケジュールを教えてください。

企画管理課長 4月5日ですが、15時から教育委員会4月臨時会、15時30分から教育委員会始業式になります。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

徳田教育長 次に、日程第2「議事」に移ります。ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたしますので、傍聴者をご退席願います。また、「教育長の人事について」を議題とするため、わたくしはここで退席いたします。

~~~~~以下 議事の大半は非公開とする~~~~~

徳田教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月定例会の議事の全部を終了したので、午後4時50分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会3月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。